



廃棄物該当性の判断について



廃棄物は、不要であるためにそんざいに扱われるおそれがあり、不法投棄されるなど環境への悪影響を生じる可能性を有していることから、廃棄物処理法による適切な管理下に置くことが必要です。廃棄物なのか、有価物なのかは、次の5つの要素を総合的にみて判断します。

総合判断説

1 物の性状

- ・利用用途に合った品質か
 - JIS規格等の基準があればそれに適合しているか
 - 品質管理がなされているか
- ・飛散、流出、悪臭等がないか
 - 環境基準は満たしているか

2 排出の状況

- ・計画的に排出しているか
- ・適切な保管、品質管理がなされているか

3 通常の実扱い形態

- ・製品としての市場があるか

4 取引価値の有無

- ・取引の相手方に有償譲渡されているか
 - 名目を問わず処理料金に相当する金品の受渡しが無いこと
 - 譲渡価格が輸送費等の諸経費を考慮しても、引渡し側・引取り側の双方にとって営利活動として合理的な額であること

5 占有者の意思

- ・占有者の意思として適切に利用、又は他人に有償譲渡する意思が認められること
 - 「占有者の意思」とは、客観的要素から社会通念上合理的に認定しうる意思であること

「廃棄物」か否か判断する際の輸送費の取扱い

(環境省通知 H25.3.29 環廃産発第 130329111 号「規制改革・民間開放推進3か年計画」において平成16年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について 第四)

産業廃棄物の占有者(A)がその廃棄物を、再生利用するために有償で(金品を支払って)譲り受ける者(B)へ引渡す場合の収集運搬においては、引渡し側が輸送費を負担し、その輸送費がモノの売却代金を上回る場合など、そのモノの引渡しに係る事業全体において、引渡し側に経済的損失が生じている場合は、Bに引き渡す以前については原則、産業廃棄物の収集運搬に当たり、廃棄物処理法が適用になります。




	1	2	3	4
金品の流れ				
処理費又はモノの代金				
輸送費				
			モノの代金 > 輸送費	モノの代金 < 輸送費
判断★	廃棄物	有価物	有価物	廃棄物

★上記表は、輸送費の取扱いに重点を置いて示したものです。実際には、モノの性状・通常の実扱い形態等その他の要素も含めて総合的に判断する。

■行政処分の指針について（R3.4.14 環循規発第 2104141 号 環境省廃棄物規制課長通知）

【環境省 WEB ページ】 <https://www.env.go.jp/hourei/add/k104.pdf>

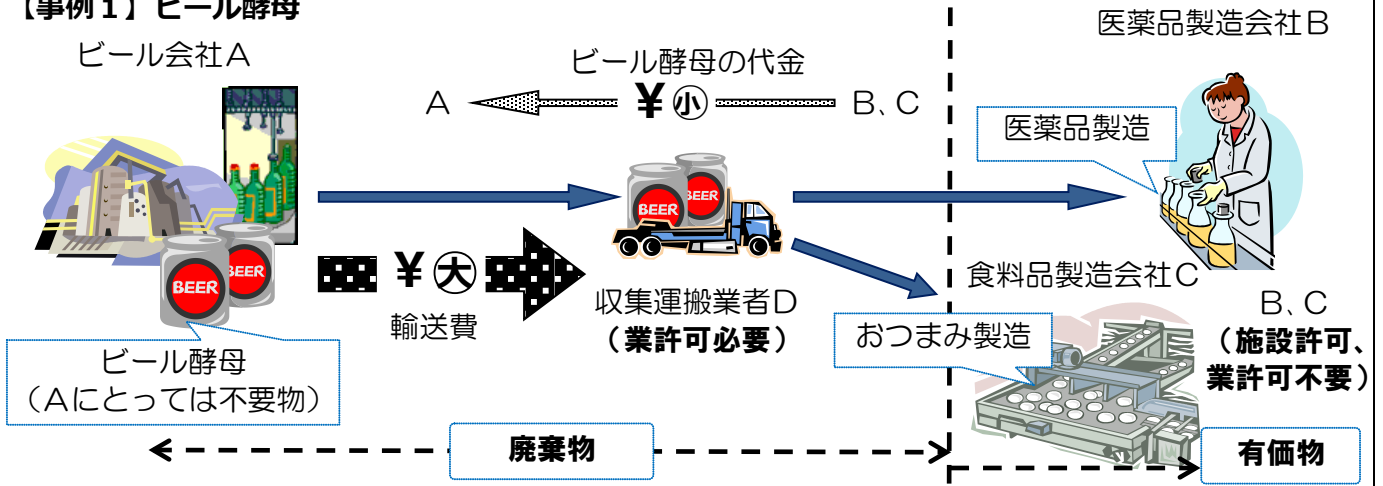
総合判断説について詳しくはこちら 

■「規制改革・民間開放推進3か年計画（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定）」において平成 16 年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について（H25.3.29 環廃産発第 130329111 号 環境省産業廃棄物課長通知）（抜粋）

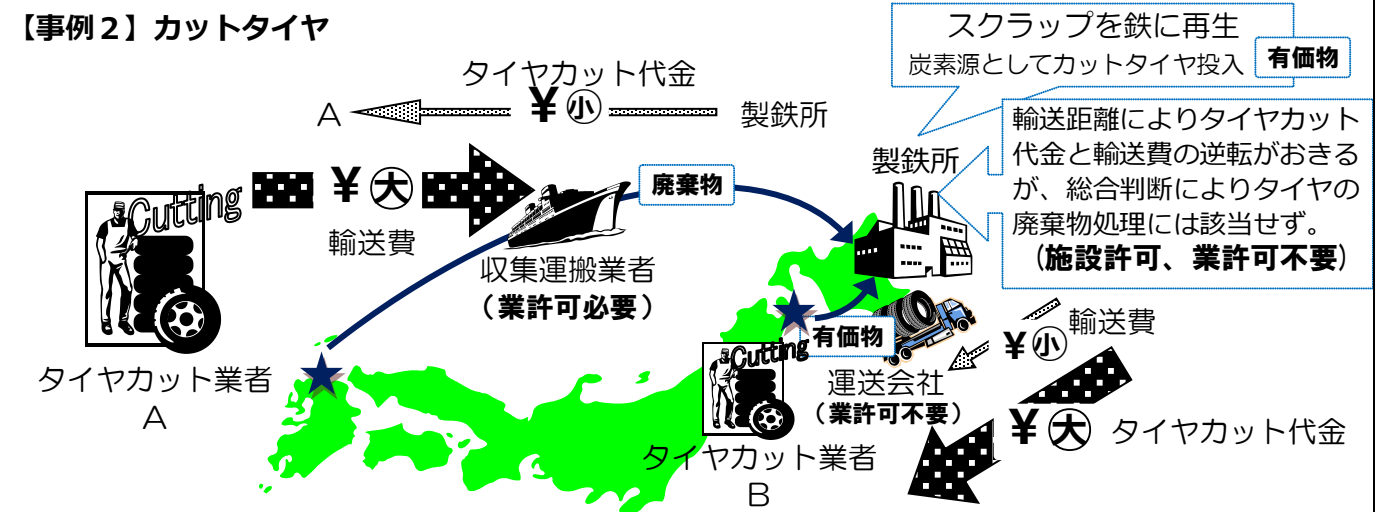
【環境省 WEB ページ】 https://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/index.html

参考 2 「廃棄物」か否か判断する際の輸送費の取扱い等の明確化に係る疑義照会事例

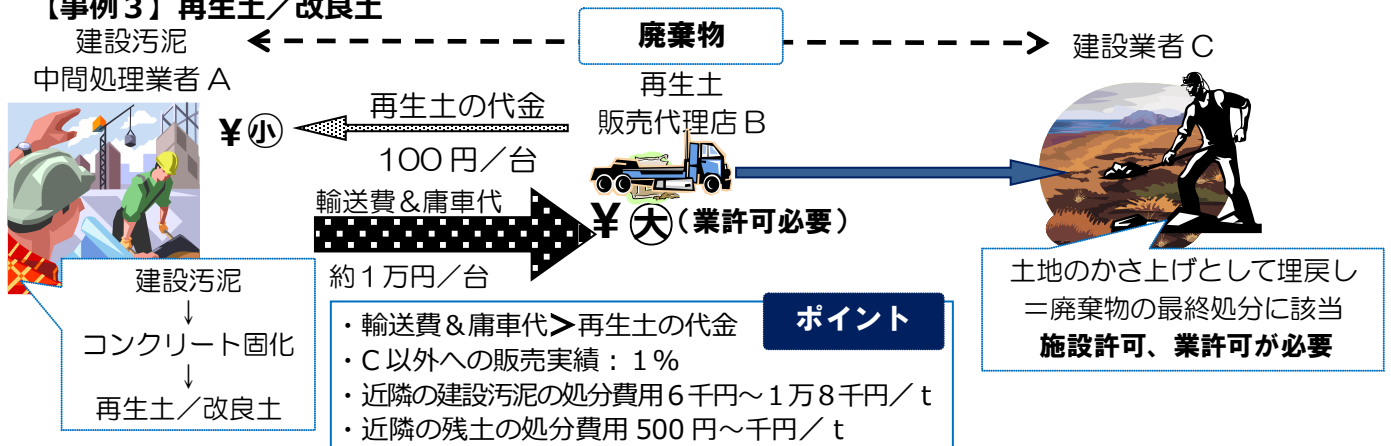
【事例 1】ビール酵母



【事例 2】カットタイヤ



【事例 3】再生土/改良土



※R2.7.20 環境省通知「建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて」に基づき、建設汚泥処理後物等を製造時点から有価物として取り扱う場合には、事前に本市へ計画書等の提出が必要となります。詳細はお問い合わせください。☎045-671-2511